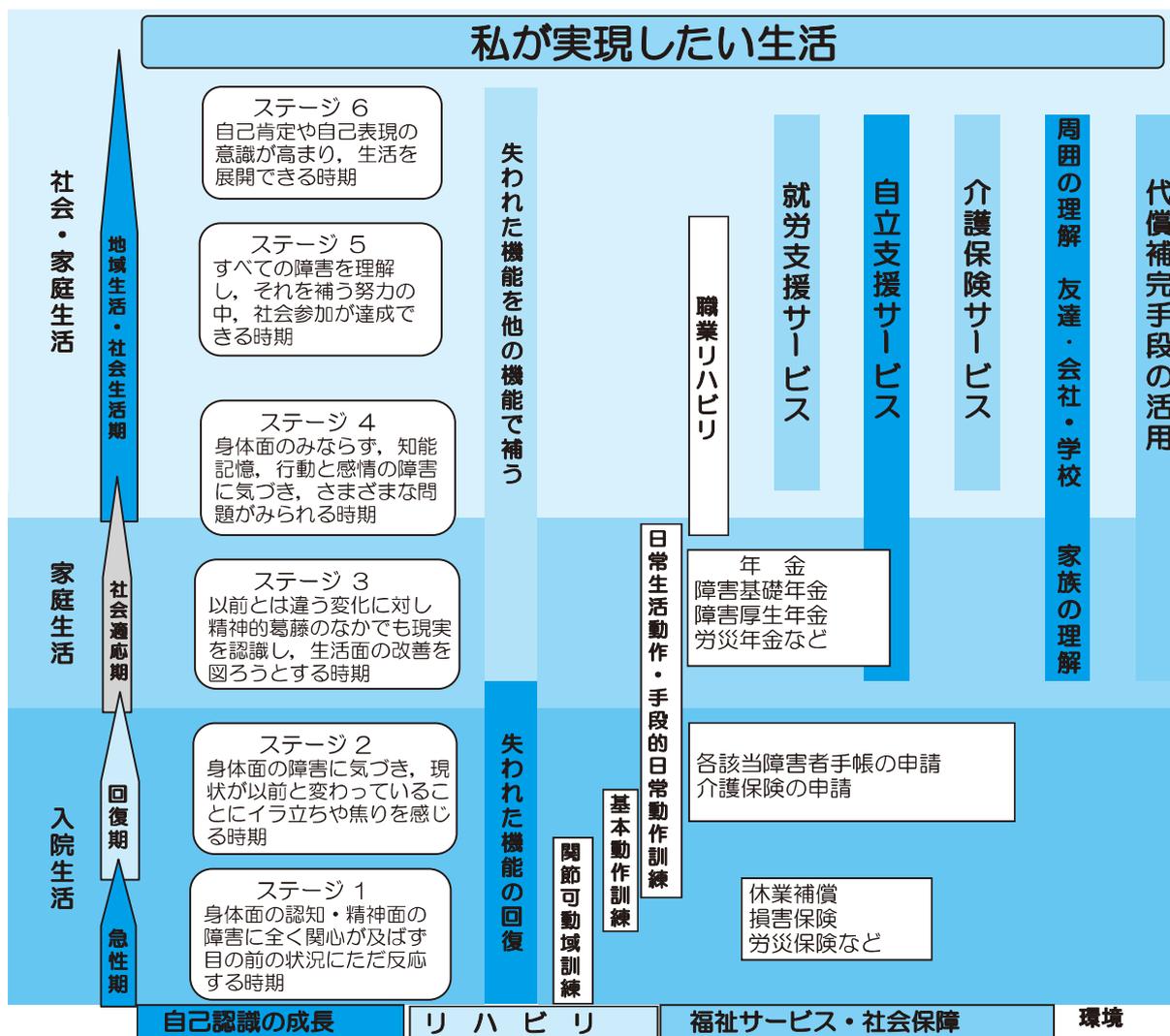


私が実現したい生活



参考資料：高次脳機能障害と家族のケア（渡邊修吾）

高次脳機能障害（千葉県千葉リハビリテーションセンター）

障害者手帳の種類

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

障害者手帳を取得されると福祉サービスなどが受けやすくなります。申請の窓口は市町村です。

●福祉サービスとして、

自立支援、就労移行支援、生活介護、短期入所、居宅介護などを利用できることも考えられます。

●就労の際に障害者雇用枠の適用があります。

一定規模以上の事業所の事業主は障害者の雇用率の達成が義務づけられています。職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業などの制度もあります。

●優遇措置…所得税、住民税などの控除、公共施設利用料の減免、携帯電話利用料金の割引制度などがあります。障害等級によって、適用幅に相違がある場合もあります。

★高次脳機能障害者は障害者手帳を所持していなくても、診断書により障害者総合支援法のサービス利用が可能です。その場合は1年毎に診断書の提出が必要です。

精神障害者保健福祉手帳（有効期限2年間）※要更新

高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。申請時に必要な診断書は精神科医だけでなく、リハビリテーション医や神経内科医、脳神経外科医等も可能です。高次脳機能障害の主要症状と日常生活への影響や困っている点について具体的に記載してあることが重要です。診断書は初診日から6ヵ月以上を経過してから作成してもらい、作成日から3ヵ月以内に申請する必要があります。

※ 診断書記入例は、国立障害者リハビリテーションセンターのHPに掲載してあります。

ICD10による高次脳機能障害診断基準の対象となるもの

F04器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの

F06脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害

F07脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害

障害年金

厚生年金や共済年金、国民年金の被保険者であることが必要ですが、国民年金加入の義務のない20歳未満であっても貰えます。

*年金の申請には、かなりのエネルギーが必要です。困ったときは、病院での専門家に相談してみましょう。

●誰が対象ですか？

該当する疾患のある人。初診日の属する月の前々月までに保険料の納付期間が3分の2以上あること（特例として初診日が平成28年4月1日より前の場合、初診日の属する月の前々月までの過去1年間に保険料滞納月がないこと）が保険料納付要件です。

●いつ手続きをすればよいですか？

初診のときと、その1年6ヶ月後に、症状の改善が見られず、障害程度が一定の重さである場合に申請できます。また1年6ヶ月が経過した後も、障害の程度が重くなった場合に申請できます。

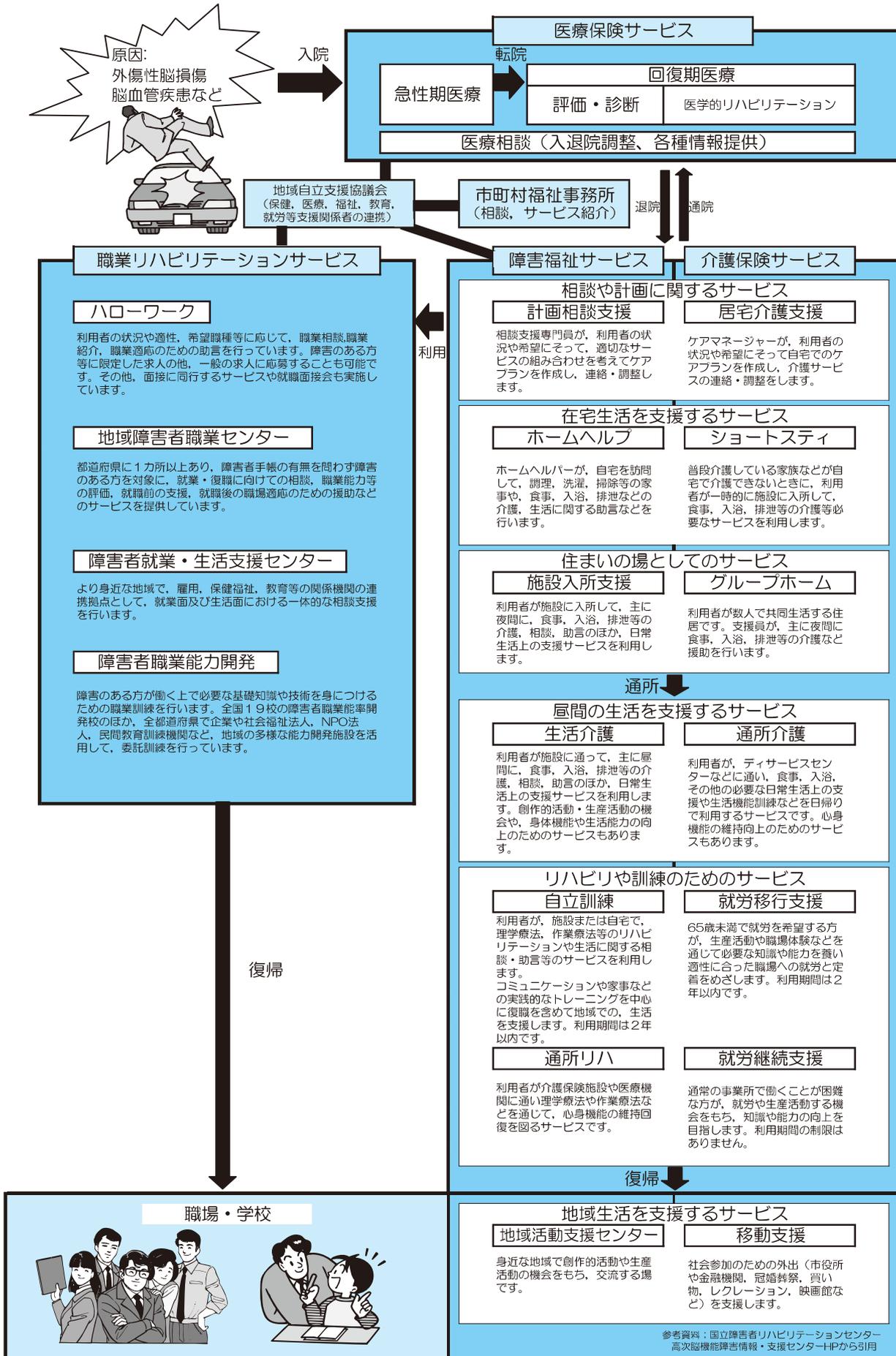
●どれくらいの金額が貰えますか？

障害の程度、納付期間等によって異なります。

参考資料：国立障害者リハビリテーションセンター
高次脳機能障害情報・支援センターHPから引用

受傷・発症から社会参加までに関連するサービス

外傷性脳損傷や脳血管疾患などにより高次脳機能障害が残った場合に、地域生活に戻るまでには下の図のようなサービスがあります。



参考資料：国立障害者リハビリテーションセンター
高次脳機能障害情報・支援センターHPから引用